明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○奄美群島振興開発特別措置法に基づく産業振興促進計画の変更を認定する件（総務・農林水産・国土交通二～一三）　一
○消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁四）　三
○原戸籍の一部が滅失した件（法務七三）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（外務三二）　六
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産三五五）　七
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同三五六～三五八）
○保安林の指定をする件（同三五九～三六六）
○保安林の指定を解除する件（同三六七、三六八）
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通二九二）
○長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する告示（同二九三）
○建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務の廃止の件（関東地方整備局一八、一九）
○道路に関する件（同二〇、二一）
○道路に関する件（四国地方整備局一三）
○道路に関する件（九州地方整備局一〇）

〔国会事項〕

最高裁判所

〔人事異動〕

東北地方整備局公示（東北地方整備局）

〔官庁報告〕

官庁事項

〔公　告〕

諸事項

官庁
押収物還付、財団、特定保険募集人の所在の確知等、金融商品取引業者に対する行政処分関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

告示

○総務省
国土交通省告示第二号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十三条第二項において準用する同法第十一条第八項の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第九号をもって公示した産業振興促進計画の変更を次のとおり認定したので、同法第十三条第二項において準用する同法第十一条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月八日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　**裕**
国土交通大臣　石井　啓一

一　産業振興促進計画の変更を認定した日　平成二十八年一月二十五日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　奄美市
三　産業振興促進計画の名称　奄美市産業振興促進計画
四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県奄美市の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。
五　変更後の産業振興促進計画における新たな記載事項　奄美群島振興開発特別措置法第十一条第四項第一号に規定する奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項及び同項第二号に規定する観光旅客滞在促進事業に関する事項

○総務省
国土交通省告示第三号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十三条第二項において準用する同法第十一条第八項の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第十号をもって公示した産業振興促進計画の変更を次のとおり認定したので、同法第十三条第二項において準用する同法第十一条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月八日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　**裕**
国土交通大臣　石井　啓一

一　産業振興促進計画の変更を認定した日　平成二十八年一月二十五日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　大和村
三　産業振興促進計画の名称　奄美群島の振興を促進するための大和村における産業振興促進計画
四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡大和村の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。
五　変更後の産業振興促進計画における新たな記載事項　奄美群島振興開発特別措置法第十一条第四項第一号に規定する奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項及び同項第二号に規定する観光旅客滞在促進事業に関する事項

○総務省
国土交通省告示第四号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十三条第二項において準用する同法第十一条第八項の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第十一号をもって公示した産業振興促進計画の変更を次のとおり認定したので、同法第十三条第二項において準用する同法第十一条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月八日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　**裕**
国土交通大臣　石井　啓一

一　産業振興促進計画の変更を認定した日　平成二十八年一月二十五日
二　産業振興促進計画の作成主体の名称　宇検村
三　産業振興促進計画の名称　宇検村産業振興促進計画
四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡宇検村の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。
五　変更後の産業振興促進計画における新たな記載事項　奄美群島振興開発特別措置法第十一条第四項第一号に規定する奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項及び同項第二号に規定する観光旅客滞在促進事業に関する事項

○総務省
国土交通省告示第五号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十三条第二項において準用する同法第十一条第八項の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第十二号をもって公示した産